

第5章 その他の取り組み

- 1 サービス提供のための環境の整備 182
- 2 県民が安心して暮らせるまちづくりの推進 . . . 195
- 3 福祉用具等の製品化への支援・開発 207

その他の取り組み

1	サービス提供のための環境の整備	183
①	介護サービス情報の公表の推進	183
②	福祉サービス評価事業の推進	184
③	多様な手段による情報提供の推進	186
④	福祉用具等の適切な利用支援	187
⑤	サービス提供の質を高める施策の推進	188
⑥	介護給付等に要する費用の適正化の推進	193
2	県民が安心して暮らせるまちづくりの推進	195
①	災害発生時の避難支援体制づくりの推進	195
②	防犯・防火対策の推進	199
③	交通安全対策の推進	202
④	福祉のまちづくりの推進等	205
3	福祉用具等の製品化への支援・開発	207

1 サービス提供のための環境の整備

①介護サービス情報の公表の推進（高齢福祉課）

【事業内容】

平成 18 年度から介護保険事業者のサービスの内容や運営状況等の情報をインターネットにより公開する制度が施行されました。

この制度は、利用者が自ら情報を入手し事業者の情報を比較検討することで、「利用者本位」、「高齢者の自立支援」、「利用者による選択（自己決定）」を実現するための仕組みです。

また、サービスの内容や運営状況を公開することで透明化を図り、介護サービスの質の確保を図ることも目的としています。

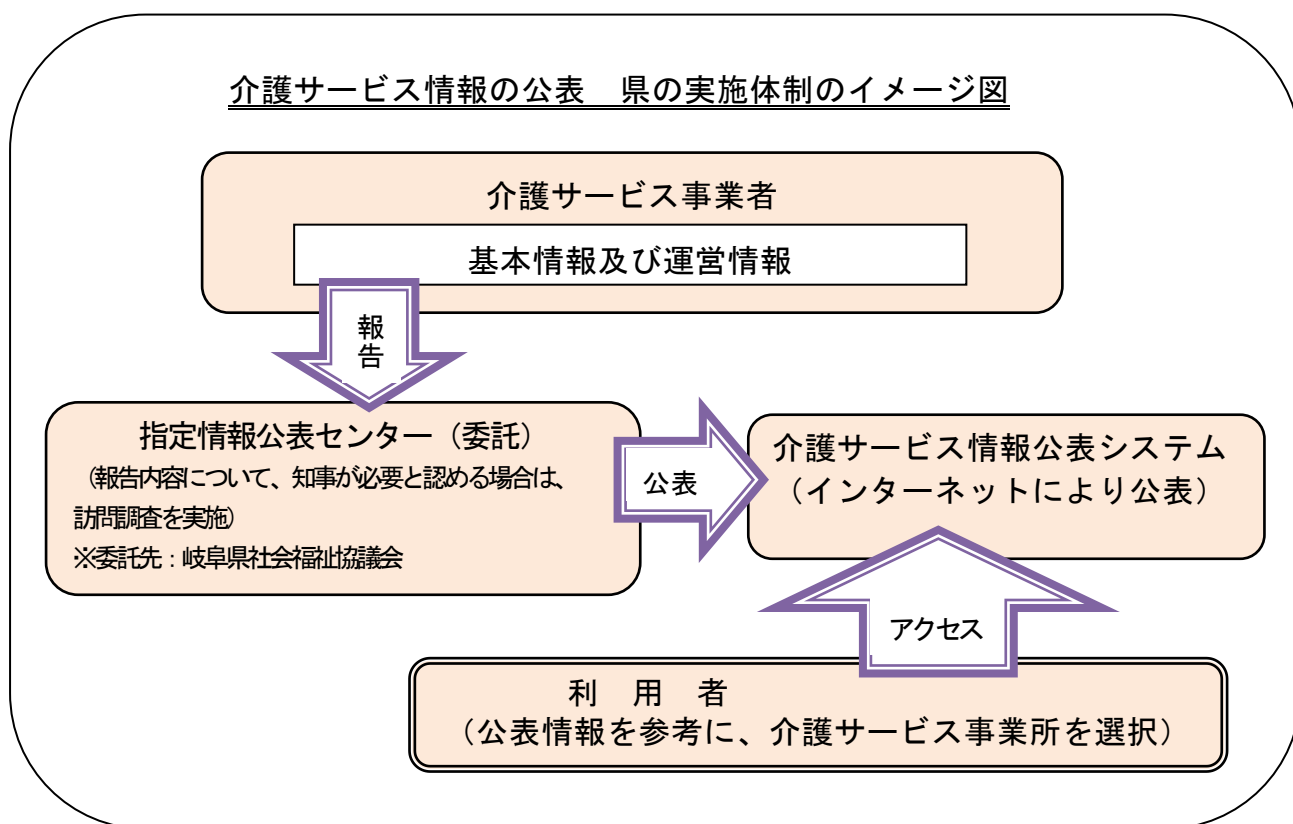
【現状及び課題】

- 平成 24 年度からは、手数料によらない仕組みで運営することとなり、報告内容についての調査は、知事が必要と認める場合に実施することとなりました。
- 平成 27 年度からは、従業者に関する情報等が公表事項として追加されます。

【施 策】

- 介護サービス事業者に対し、同制度に関する理解と周知を図ります。
- 市町村や居宅介護支援事業所等との連携を図り、利用者（家族を含む）の活用を支援します。
- 「介護サービス情報の公表制度における調査に関する指針」に基づく、適正な調査を実施します。

介護サービス情報の公表 県の実施体制のイメージ図



②福祉サービス評価事業の推進（高齢福祉課・地域福祉国保課）

【事業内容】

福祉サービスの質の向上とともに、利用者による的確な事業者サービスの選択に資するため、サービス事業者自身による自己評価に加えて、第三者評価の受審を促進しています。

【現 状】

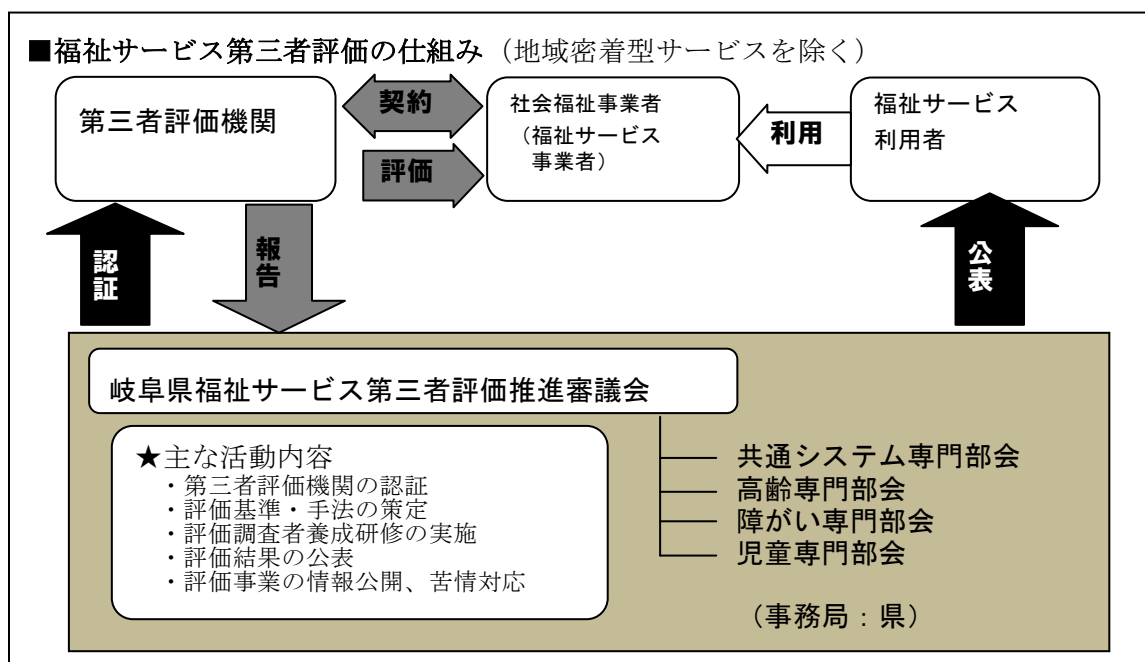
- 社会福祉事業者は、福祉サービスの質の向上に向け、第三者による評価（以下「第三者評価」という。）を受審することが努力義務とされています。
 なお、地域密着型サービス（認知症グループホーム等）を提供する介護保険事業者については、外部評価の受審が義務づけられています。
- 県では、地域密着型サービス以外の社会福祉事業者による第三者評価の受審（概ね3年ごと）を促進するため、「岐阜県福祉サービス第三者評価推進審議会」を設置し、評価基準の策定をはじめ、評価を担う評価調査者の養成や評価機関の認証、事業者や利用者への広報啓発などに取り組んでいます。

■第三者評価（外部評価）の受審事業者数 （単位：数）

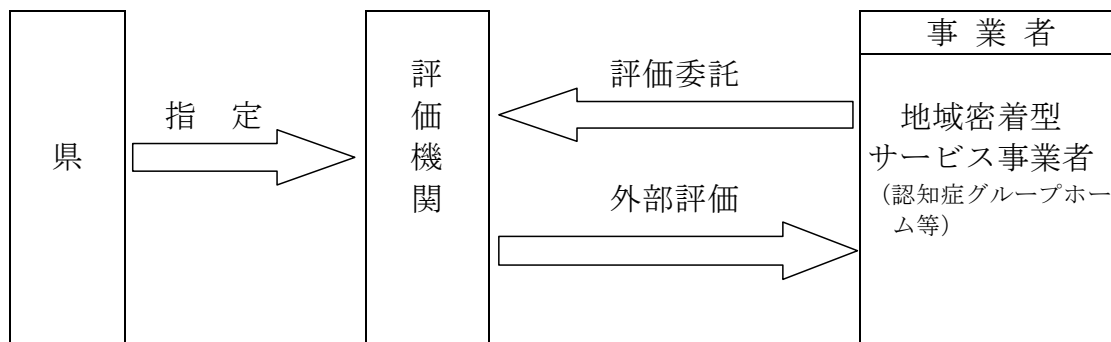
区 分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	計
地域密着型サービス事業者	199	222	233	254	278	300	315	1,801
上記以外の事業者（第三者評価）	10	4	10	10	15	17	22	88

出典：県地域福祉国保課調

○ 福祉サービス第三者評価



○ 地域密着型サービスの外部評価イメージ



【課題】

- 利用者の立場から質の高いサービス提供が望まれる中、義務とされた地域密着型サービス以外の事業者についても積極的に第三者評価に取り組み、県内全体の福祉サービスの質を高めていく好循環の流れをつくる必要があります。
しかし、利用者がサービス事業者を選択するに際し、重視すべき情報としての第三者評価制度に対する認知度の向上や、評価を実施する評価機関や評価調査者自体の知識・技能の向上等も課題とされ、地域密着型サービス事業者以外では、平成 26 年 3 月末現在で、84 事業者の受審（受審率 7%）に止まっています。

【施策】

- 県では、県内福祉サービスの質の向上を図るため、県社会福祉協議会等との連携のもと、利用者や社会福祉事業者等からの福祉サービス第三者評価制度に対する社会的評価の向上、評価機関の技能と質の向上など、次により、社会福祉事業者による積極的な第三者評価の受審を促進します。
 - ・ 事業者に対する第三者評価受審に向けた普及啓発とともに、特に利用者に対して、評価結果は事業者選択にあたり重視すべき情報である旨の広報を行い、第三者評価に積極的に取り組んだ事業者が利用者等から高い評価が得られる気運を醸成します。
 - ・ 事業者による一層のサービス改善に繋がる評価手法や、利用者による事業者選択に繋がる評価結果の公開方法等に関して、事業者、利用者、評価機関など現場の声をもとに、適宜、制度を見直します。
 - ・ 研修体制の一層の充実により、評価機関と評価調査者の技能と質の向上を図ります。

③多様な手段による情報提供の推進（高齢福祉課）

【事業内容】

介護保険制度は、要介護認定者やサービス利用者が大幅な増加や、高齢者人口の増加による関心の高まりもあり、確実に浸透してきています。

このため、県ホームページ等を活用し、制度の仕組みやサービス内容等の基本情報だけでなく、各種研修案内や統計情報などの情報提供を行っています。

今後もサービスの種類の増加や、利用者のニーズの多様化から、必要とされる情報のさらなる多様化が予測されます。

【現状及び課題】

- サービスの種類、内容や特徴など利用者自身がサービスを選択して利用するための情報提供が不足しています。
- 利用者が、身近なところで介護等に関する相談や情報入手ができる窓口の設置と周知が必要です。
- 事業者が提供する介護サービスの詳しい内容や、介護従事者向け、一般向けなど様々に開催する研修に関する情報が確実に入手できる環境の整備が求められています。

【施 策】

- 県民がいつでも必要な情報を入手できるよう、ホームページ等を活用し、常に介護サービスの種類・内容や介護保険制度の概要、その他福祉に関する最新の情報を提供します。
- 事業者に対しては、ホームページの活用や集団指導、研修会などあらゆる機会を捉え制度改正の内容等、常に最新の情報を提供します。
- 市町村における地域包括支援センターの適正な運営を指導し、地域における介護相談の拠点として機能するよう支援するとともに、住民へのさらなる浸透を図るよう周知啓発を促します。
- 岐阜県福祉総合相談センターにおける各種分野の相談機関との連携を一層強化し、高齢者などからの福祉・医療のみならず生活関連など多くの分野にまたがる、あらゆる相談内容に対して、迅速かつ的確に必要なサービスへ繋げる体制の整備を推進します。

④福祉用具等の適切な利用支援（高齢福祉課）

【事業内容】

介護が必要な状態になっても自宅での生活を継続するためには、高齢者の自立促進と介護者の負担軽減を目的とした住宅改修・福祉用具・介護ロボット（以下「福祉用具等」という。）の活用が重要です。

また、高齢者の身体状況や家族を含めた生活環境全体に適した福祉用具等を有効に利用するに当たっては、専門的な知識や情報が必要であるため、利用者を支援する介護支援専門員や地域包括支援センター職員、福祉用具専門相談員などの資質の向上や地域における専門家の活用を図る必要があります。

【現状及び課題】

- 高齢者介護の実習などを通じて、県民への介護知識、介護技術の普及、福祉用具の展示、利用相談などに関する情報提供を行う「岐阜県福祉総合相談センター」において、福祉用具等の適切な利用を促進することを目的として、介護支援専門員や地域包括支援センター職員などに対し、研修を行っています。

平成 25 年度実績… 6 回開催、176 人参加

- 介護保険制度において、住宅改修・福祉用具貸与等が給付サービスとして位置づけられており、サービス需要が増加していますが、福祉用具等に関する知識、技能、情報が十分にいきわたっているとは言えない状況にあります。
- 福祉用具等の有効な利用は、要介護高齢者の自立支援や生活の質の向上、介護者の負担軽減のために不可欠なものであり、相談体制の充実や介護に携わる職員に対する専門的な知識の普及などが求められています。

【施 策】

- 岐阜県福祉総合相談センターを福祉用具等の有効利用を図る拠点として活用し、個人の状態に応じた高度で専門的な知識を必要とする福祉用具等の活用やフィッティングなどについて、迅速で効果的な相談援助、情報提供などの支援を行います。
- 岐阜県福祉総合相談センターにおいて、介護支援専門員、地域包括支援センター職員などに、福祉用具等に関する知識の向上、スキルアップを目的とした研修を行います。
- 岐阜県福祉総合相談センターに開設している相談窓口を運営し、福祉住環境コーディネーター、福祉用具プランナーなどが福祉用具等について、情報提供、助言や支援を行います。

平成 25 年度相談件数…56 件

- 岐阜県福祉総合相談センターにおいて、介護支援専門員や地域包括支援センター職員、福祉用具専門相談員、住宅改修に携わる設計・施工業者などに対して行っている福祉用具等に関する専門的な研修を充実し、適切な利用を促進します。

⑤サービス提供の質を高める施策の推進（高齢福祉課・地域福祉国保課）

1) 事業者指導強化

【事業内容】

県では、事業者指導について、新規指定事業所は指定後1年以内に、施設及び居住系サービスの事業所は原則として3年に1回以上、それ以外の居宅サービス事業所は6年に1回以上の周期で実地指導を行っています。また、必要に応じて集団指導を行っています。

【現状及び課題】

○ 介護保険制度では、これまでの運営主体であった社会福祉法人や医療法人に加えて、株式会社や有限会社などを含めた多様な設置主体による事業間の競争により、より質の高い介護サービスが提供される期待がある一方で、最低限遵守すべき基準を逸脱し、営利目的に偏重したサービスの提供や介護報酬の不正な請求などが懸念されます。

【施 策】

- 介護保険事業所の指導を担当する職員を、全国レベルの指導監督研修に派遣し、資質向上を図る等、事業者指導体制を強化します。
- 事業者に対して業務管理体制の整備を義務付け、法令遵守の義務の履行を確保するよう指導します。
- 不正請求等の悪質な事例が発生していることから、不適正な事案に対しては速やかに監査を行い、厳正な処分をする等、指導・監査の強化を図ります。

2) 苦情処理体制の確保

【事業内容】

介護保険では、利用者からのサービスについての苦情を処理する仕組みが制度的に位置づけられています。苦情を処理するため、サービス事業者、居宅介護支援事業者、市町村、国民健康保険団体連合会、県が相互に連携を図り、それぞれの役割に応じ、必要な助言やサービス事業者への指導を行っています。

また、介護相談員は、介護サービスの質・量の両面にわたる充実を図るため、第三者的な立場で苦情に至る以前の段階において、問題が改善されるよう利用者の疑問、不平、不満を聞き取り、事業者の問題提起、解決提案の形で橋渡しを行っています。

- サービス事業者
苦情に対応する相談窓口の設置等を行います。また、市町村・国民健康保険団体連合会の調査に協力し、指導・助言を受けた場合には必要な改善を行います。
- 居宅介護支援事業者
利用者・事業者等から事情を聞き、対応策を検討し、必要に応じて利用者に説明する等の対応を行います。
- 市町村
第一次的な窓口として、事業者等に対する調査・指導・助言を行います。
地域密着型サービス事業者の指定・指導を行い、指定基準違反の場合には、指定取消処分等を行います。
- 県
介護サービス事業者等の指定・指導を行い、指定基準違反等の場合には、指定取消処分等を行います。
- 国民健康保険団体連合会
国民健康保険団体連合会では、苦情処理の事務局を設置し、中立公正な立場で活動できる学識経験者を中心に苦情対応専門委員を委嘱し、苦情申立書が提出された場合、必要があれば事業者等の調査（書面、訪問）を行います。
また、受理に至らない場合にも他の機関への橋渡しを行います。
苦情を受理する基準は、次の場合が考えられます。
 - ・ 介護保険の指定サービスであること
 - ・ 市町村を超えて事業を展開する介護サービス事業者の事例
 - ・ 市町村での取り扱いが困難な事例

■ 県・市町村・国保連合会における苦情相談受付件数 (単位：件)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
県	335	351	516	763	755
市町村	1,691	1,727	1,971	1,730	1,183
国保連	38	73	98	87	118
合計	2,064	2,151	2,585	2,580	2,056

出典：県高齢福祉課調

- 介護相談員（※）
介護サービス適正実施指導事業の一環として県内の市町村では「介護相談員派遣事業」が実施され、介護相談員の養成・登録、派遣を行っています。
 - ・ 利用者の立場からサービス事業者との橋渡しを行い、きめ細かな対応により苦情に至る事態を未然に防ぎます。
 - ・ サービスの実態と問題点を利用者の目から把握し、それを市町村の事業運営に反映させるなど、利用者とし市町村との橋渡しを行います。
 - ・ 介護問題のみならず、その背景となる住居問題や権利擁護システムの在り方などを含めた地域づくりの担い手として活動します。
- 岐阜県運営適正化委員会
岐阜県運営適正化委員会（岐阜県社会福祉協議会）では、事業者では解決できない苦情に対する相談に応じるなどの支援を行っています。また、施設への個別指導や、苦情解決責任者と第三者委員を対象に、その役割や対応技術の向上、実践事例などを内容とした研修会を開催しています。

■福祉サービス苦情解決研修会実績

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
開催回数（回）	1	1	1
参加人数（人）	237	305	280

出典：県社会福祉協議会調

■岐阜県運営適正化委員会・苦情受付件数等 (単位：件)

		H21	H22	H23	H24	H25
相談件数		70	49	76	69	77
うち苦情受付		33	18	24	44	55
解決の結果	相談助言	29	17	21	39	38
	紹介伝達	2	1	1	2	12
	その他	2	0	2	3	5

出典：県社会福祉協議会調

【現状及び課題】

- 苦情申し立てに至るほど事態が大きくなならないうちに、問題が改善されるような相談窓口が必要です。
- 様々な事業主体が介護サービスに参入し、相談窓口が多様化するなか、利用者からの苦情への迅速かつ適切な対応が必要です。

【施策】

- 県高齢福祉課、振興局福祉課等に設置した「介護保険なんでも相談所」により、介護保険に関する相談体制の充実を図ります。
- 国民健康保険団体連合会が行う苦情相談業務を支援します。
- 市町村の介護相談員の養成と資質向上のための研修を実施し、身近な相談窓口の充実を図ります。
- 市町村の介護相談員配置を促進するため、市町村の担当者会議における情報提供、養成研修会への協力などの支援を行います。
- 岐阜県社会福祉協議会による、運営適正化委員会（苦情解決合議体、運営監視合議体）の運営や広報啓発、研修会、巡回指導、調査研究などを支援します。

※ 介護相談員：介護サービスの提供の場を訪ね、サービスを利用する方の話を聞き、相談に応じるなどの活動を行うことを役割とします。一定の研修を受け、市町村に登録された方がこの業務に当たります。

3) 身体拘束ゼロの推進

【事業内容】

介護保険施設等では、身体拘束が原則として禁止され、また、利用者の身体の安全確保の手段として身体拘束することは、利用者の心身機能の低下や認知症の重度化などの弊害を招くことが指摘されていることから、不要な拘束をしない質の高い介護サービスの実現を図っています。

【現状及び課題】

- 認知症高齢者の徘徊などの行動に対し、けが防止などの観点から安易に拘束することにより、結果的に高齢者の身体的、精神的弊害を招き、認知症の重度化やさらにケアのための人手が必要になるという悪循環が起きています。

身体拘束は、人権擁護の観点から問題があるだけでなく、高齢者の生活の質（QOL）を根本から損なう危険性もあります。拘束することによって、関節の拘縮や筋力の低下など身体機能が低下し、寝たきりにつながるおそれがあり、認知症を進行させる場合もあります。また、精神的にも苦痛を与え人間としての尊厳を侵すことにもつながります。

より質の高い介護サービスの実現を図るため、身体拘束に関する相談窓口の設置や研修の実施を通じ、身体拘束をなくすための取り組みが必要です。

【施 策】

- 介護保険施設の施設長等、身体拘束廃止の取り組みを指導的立場から推進できる職員を対象に、現場で身体拘束廃止の取り組みを行う人材を養成する権利擁護推進員養成研修事業を実施します。

平成 25 年度実績… 1 回開催、40 人修了

- 看護職員を対象として、医療的な観点から身体拘束廃止に関する実践・専門的手法を習得するための看護実務者研修事業を実施します。

平成 25 年度実績… 1 回開催、30 人修了

4) 個人情報保護の推進

【事業内容】

近年、経済・社会の情報化の進展に伴い、コンピュータやネットワークを利用して、大量の個人情報が処理されています。こうした個人情報の取り扱いは、今後ますます拡大していくことが予想されます。個人情報は、その性質上いったん誤った取り扱いをされると、取り返しのつかない被害を及ぼす恐れがあります。

そのため、介護サービス事業者における個人情報の適正な取り扱いが確保されるよう、指導を行っています。

【現状及び課題】

- 企業からの顧客情報の流出や個人情報の売買事件が多発し、国民のプライバシーに関する不安も高まりつつある状況を踏まえ、誰もが安心してIT社会の便益を享受するための制度基盤として、平成15年5月に「個人情報の保護に関する法律」が成立し、民間の事業者（個人情報取扱事業者）の義務は、平成17年4月1日から施行されました。
- また、厚生労働省において、平成16年12月に「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」が策定(平成22年9月改定)されました。
- 介護サービス事業者は、多数の利用者やその家族について、他人が容易に知り得ないような個人情報を詳細に知り得る立場にあることから、特に適正な取り扱いが求められています。

【施策】

県の事業者指導の際に下記項目等の確認・指導を行います。

- 各事業者が行う措置の透明性の確保と対外的明確化
- 責任体制の明確化、利用者窓口の設置等

個人情報の取り扱い

- 利用目的の特定等
自らの業務に照らして通常必要とされるものを特定して公表（院内掲示等）しなければならない。
- 利用目的の通知等
保険証の提出や問診票の記入等個人情報を取得する場合は、あらかじめ本人にその利用目的を通知又は、公表しなければならない。
- 個人データの第三者提供
あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。
- 本人からの求めによる保有個人データの開示
本人から個人データの開示を求められたときは、書面の交付による方法等により、遅滞なく、開示しなければならない。
- 理由の説明、苦情対応
利用目的の通知、開示、訂正等を行わない場合は、その理由を説明するよう努めなければならない。また、苦情への対応を行う窓口等体制整備に努めなければならない。

出典：個人情報の保護に関する法律

⑥介護給付等に要する費用の適正化の推進（高齢福祉課）

【事業内容】

介護保険制度施行以来、サービス利用は急速に拡大し、老後を支える基礎的なシステムとして着実に定着しましたが、提供された介護サービスが要介護者の自立支援に繋がるものとなっているか否かという視点から、また、不適正・不正な介護サービスはないかとの観点から、さらなる介護給付の適正化を図り、制度に対する信頼感を高めていく必要があります。

こうしたことから、国、県、市町村（保険者）、岐阜県国民健康保険団体連合会が連携して介護給付の適正化に取り組んでいます。

【現状及び課題】

- サービス利用は急速に拡大しており、介護保険サービスの利用者及び介護給付費は平成 25 年度で制度当初の約 2 倍以上となっています。
- 介護給付を必要とする受給者を適切に認定した上で、受給者が必要とするサービスを、事業者がルールに従って適切に提供するよう促し、利用者の自立支援に必要なサービスがよりの確に給付されるよう取り組んでいく必要があります。

このため、平成 19 年度に岐阜県介護給付費適正化計画（第 1 期）、平成 23 年度に岐阜県介護給付適正化計画（第 2 期）を策定し、保険者による介護給付費適正化の取り組みを支援しました。

岐阜県介護給付費適正化計画（第 2 期）の概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 計画期間 | 平成 23～26 年度（4 年間） |
| (2) 主な目標項目 | ①認定調査状況チェック ②ケアプランの点検
③住宅改修の点検 ④福祉用具等の調査 ⑤縦覧点検
⑥医療情報との突合 ⑦介護給付費通知 |
| (3) 目標 | ①～⑥ → 最終年度までに全保険者で実施
⑦ → 県内全 36 保険者中 24 保険者で実施 |
| (4) 取組状況 | ① → 全保険者で実施
②～④ → 一部保険者で未実施
⑤～⑥ → 全保険者で実施
⑦ → 19 保険者で実施 |

【岐阜県介護給付費適正化計画（第 2 期）の実施状況】

目標については多くの保険者において達成することができましたが、次のような課題が明らかになりました。

- ・ ケアプラン点検についてはほとんどの保険者で実施し、訪問による点検についても最終年度には約 60% の保険者により実施されたが、一部の保険者では人員体制の確保が困難である等の理由により未実施となった。
- ・ 縦覧点検、医療情報との突合のうち、岐阜県国民健康保険団体連合会が保険者支援の一環として実施している部分については全保険者で実施できた。

- サービス事業者が増大している中、保険者においても、「介護給付費適正化システム」(※)等を活用し、効率的に指導監督を行う必要があります。

【施 策】

- 介護報酬を支払う立場の保険者による事業者指導、調査が効果的であるため、保険者による要介護認定の適正化、ケアプランチェックや事業者のサービス内容のチェック等の取り組みを進める必要があります、介護給付費適正化事業については、今後さらに取り組んでいく必要があります。
このため、平成26年度に岐阜県介護給付費適正化計画(第3期)を策定し、保険者による介護給付費適正化の取り組みを支援します。

岐阜県介護給付費適正化計画(第3期)の概要

- (1) 計画期間 平成27～29年度(3年間)
- (2) 主な目標項目 第2期と同様
- (3) 目 標 ① → 全保険者で実施
② → (書面チェック) 全保険者で実施
(訪問チェック) 県内全36保険者中29保険者で実施
③～④ → 県内全36保険者中34保険者で実施
⑤～⑥ → 全保険者で実施
⑦ → 県内全36保険者中19保険者で実施
- (4) 取組方針
特に効果が期待できる「ケアプラン点検」、「縦覧点検」、「医療情報との突合」については、優先事業として重点的に実施し、その他の事業についても各保険者の環境に応じて可能な限り実施する。
 - ・ ケアプランの点検について、ケアプラン点検の支援を行う専門チームを設置し、要望があった保険者へ派遣する事業を開始することを検討する。
 - ・ 縦覧点検、医療情報との突合については、費用対効果が最も見込まれるため、岐阜県国民健康保険団体連合会が実施する保険者支援事業を継続する。
 - ・ 目標を定めた7項目の他に岐阜県国民健康保険団体連合会の介護給付費適正化システムにおける給付実績の活用についても推進する。

- 保険者の介護サービス事業所への立ち入り調査により抽出された不適正事例について、必要に応じて保険者と県が連携して事業者に対する指導を行います。
- 介護給付の適正化で成果を上げている取り組みの情報を収集し、保険者に紹介するなど先進事例を踏まえた効果的な取り組みを推進します。

※ 介護給付費適正化システム：保険者が介護費用の適正化に活用するため、介護給付等の審査支払業務を通して保有する給付実績から必要な情報提供を行うよう都道府県国民健康保険連合会が構築したシステムをいいます。

2 県民が安心して暮らせるまちづくりの推進

①災害発生時の避難支援体制づくりの推進（防災課・健康福祉政策課・高齢福祉課）

【事業内容】

県では、高齢者や障がい者など災害時に特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、災害発生時の避難に特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）をあらかじめ確認しておき、避難準備情報等が発令されるなど災害発生の際に危険が生じたときに、近隣の住民が支援し速やかに避難できるように市町村が主体となって行う地域における避難支援体制づくりの支援を行っています。

また、平成23年3月11日の「東日本大震災」では、被災3県（岩手、宮城、福島）にある高齢者入所・居住型施設1,309箇所のうち、建物被害により運営できなくなった施設が約80箇所に上り、入所していた高齢者約3,300人が近隣の別の施設で避難生活を送りました。さらに、発災直後の混乱の中で、介護ボランティアの受け入れ等が一時的に困難な状況となりました。

こうした状況を踏まえ、震災時における避難体制の確立をはじめ、高齢者福祉施設が被災した場合の施設間の連携体制の確立や他都道府県からの応援受け入れの調整、さらに、地震に強い施設とするための耐震化を推進します。

【現 状】

- 国は、平成18年に、地方自治体における避難支援対策の進め方について記した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を示し、地域における、要支援者一人ひとりに対する具体的な避難支援計画（「避難支援プラン」）の策定の必要性を示してきましたが、平成25年には、災害対策基本法の一部を改正し、市町村に避難行動要支援者名簿の作成を義務付け、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、平常時と災害発生時のそれぞれにおいて避難支援等関係者に情報提供を行うことや、避難所に滞在する被災者の生活環境の整備等に努めることなどを定めました。
- 県は、市町村の取り組みが広がり、充実するよう「災害時要援護者支援対策マニュアル」（平成14年度策定、平成18年度改定）や、「災害時要援護者・支援対策に関する市町村地域福祉計画等策定マニュアル」（平成21年度策定）を策定するとともに、災害対策基本法改正に基づく避難行動要支援者名簿の作成を促進するために市町村への説明会を複数機会設けるなどにより、地域における避難支援体制が整備されるよう、市町村と協働し取り組んでいます。

■県内市町村における「避難行動要支援者名簿」等の策定状況（平成27年1月1日現在）

	策定・整備市町村数	策定・整備率
避難行動要支援者名簿	19市町村	45.2%
個別計画	9市町	21.4%

出典：県防災課調

- 要配慮者の避難生活は健常者以上に負担が大きく、直接の災害ではなく、避難生活で被災者を出さないことも重要です。現在、市町村では要配慮者を念頭に置いた福祉避難所（※）の指定に取り組んでいます。
- 東日本大震災では、特別養護老人ホーム等の施設が、要配慮者に福祉サービスを提供することができる避難所としての役割を果たしたことから、災害時における緊急受け入れ先となる、地域の防災拠点としても期待されています。

■ 県内市町村の福祉避難所の指定状況

(平成25年6月30日現在)

指定済み	33 市町村	福祉避難所数 計 409 施設
未指定	9 町村	

出典：『福祉避難所指定状況調査』、厚生労働省

- 高齢者福祉施設（特別養護老人ホームなど）の施設の耐震化については、約 94.7%の施設では耐震改修済（改修不要施設を含む）ですが、約 5.3%の施設については改修が未済となっています。
- 防火対策については、平成 21 年度から国の緊急経済対策に基づく交付金により、高齢者福祉施設（特別養護老人ホームなど）等に対して、スプリンクラー等消防設備の設置に係る費用を助成しました。

■ スプリンクラー等整備費補助金助成状況（単位：件）

施設種別	補助件数
特別養護老人ホーム	4
介護老人保健施設	3
老人短期入所施設	26
有料老人ホーム	24
軽費老人ホーム	1
認知症グループホーム	63
小規模多機能型居宅介護事業所	27
合計	148

出典：県高齢福祉課調

【課題】

- 地域における支援体制の整備には、社会福祉協議会や、民生委員、消防団、町内会、警察などの避難支援等に関わる関係機関の連携が不可欠です。市町村は避難行動要支援者名簿の作成を進めるとともに、支援にあたる関係機関の間で避難行動要支援者の情報共有や個別の避難計画の作成を行う必要があります。
- 避難支援対策を進めるにあたっては、高齢者などの情報を把握する福祉部門と避難準備情報等を発令する防災部門との連携が不可欠です。
- 平常時から地域において行われている「見守りネットワーク活動」を通じて、災害時に避難支援を必要とする方々の把握に努めるとともに、避難支援の取り組み自体の周知を図ることが大切です。
- 避難支援の体制づくりには支援を受ける避難行動要支援者と支援を行う民生委員、消防団、町内会の住民など避難支援等関係者の参画が必要不可欠であり、双方が参加しての避難訓練などの機会づくりが必要です。

※ 福祉避難所：既存の建物を活用し、介護の必要な高齢者や障害者など一般の避難所では生活に支障を来す人に対して、ケアが行われるほか、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所のことをいいます。

- 要配慮者の避難生活は、健常者以上に負担が大きく、避難生活で被災者を生まないためには、特別に配慮された福祉避難所の整備が必要です。
- 高齢者福祉施設においては、災害時や火災時の避難体制づくりが重要です。
- また、高齢者福祉施設が被災した場合の施設間の連携体制の確立や他都道府県からの応援受け入れの調整も重要となります。

【目 標】

県内市町村における「避難行動要支援者名簿」の策定状況

平成 26 年度		平成 29 年度
19 市町村	→	42 市町村

県内市町村における「避難行動要支援者個別計画」の策定状況

平成 26 年度		平成 29 年度
9 市町村	→	42 市町村

県内市町村の福祉避難所の指定状況（指定済み市町村数）

平成 25 年度		平成 29 年度
33 市町村	→	42 市町村

「地震や台風などの災害や緊急時の備えができている人」の割合

平成 25 年度		平成 30 年度
55.9%	→	75.0%

【施 策】

- 避難支援体制を確認する「防災訓練」の実施
計画の策定に終始するのではなく、民生委員、消防団、町内会の住民など避難支援等関係者が参加し、支援体制、避難経路、避難場所、避難時の危険場所などを確認できるような訓練や研修会を市町村と協働し実施します。
- 市町村担当者、関係団体を対象とした研修会の開催
現在、各市町村において支援対策の土台となる「避難行動要支援者名簿」が策定され、避難行動要支援者の個別の避難計画による支援体制が整備されつつありますが、各市町村の取り組み、各市町村が抱える課題について支援対策に携わる市町村担当者、関係団体の間で、情報共有、検討ができる場として研修会を開催します。
- 福祉避難所の指定促進
引き続き、各市町村における福祉避難所の指定状況等を把握するとともに、さらに指定が進むよう市町村をはじめ関係機関との一層の連携のもと促進します。
- 災害福祉広域支援ネットワークの構築
県内の福祉団体、有識者、行政からなる「岐阜県災害福祉広域支援ネットワーク協議会」での議論を踏まえ、災害時の福祉・介護分野における人材派遣の支援体制を構築します。

- 高齢者福祉施設の耐震化について、「要対応」とされている施設設置者に対し、「岐阜県建築物耐震化促進事業」の周知を図り、対象となる場合は事業の活用を促します。また、国の耐震化調査を踏まえて耐震化対策を促します。
- 高齢者福祉施設への立入調査時において、避難訓練の実施状況を確認し、年2回以上の実施について指導します。
- 高齢者福祉施設が被災した場合の施設間の連携体制の確立や他都道府県からの応援受け入れの調整について、高齢福祉関係団体と連携して基本方針を定めており、必要に応じて内容の見直しを行います。

【高齢福祉関係団体】

- ・ 岐阜県介護老人福祉施設協議会
- ・ 岐阜県介護老人保健施設協会
- ・ NPO法人岐阜県グループホーム協議会
- ・ 岐阜県デイサービスセンター協議会
- ・ NPO法人岐阜県居宅介護支援事業協議会
- ・ 岐阜県訪問介護協会
- ・ 岐阜県訪問看護ステーション連絡会
- ・ 岐阜県福祉事業団
- ・ 岐阜県社会福祉協議会
- ・ 岐阜県地域包括・在宅介護支援センター協議会

②防犯・防火対策の推進

(消防課・環境生活政策課・県民生活相談センター・生活安全総務課)

【事業内容】

街頭犯罪、消費者被害が多発する中、高齢者をはじめすべての方が安全で安心して暮らせる地域にするために、各種対策を推進して高齢者の防犯意識を高めるとともに、消費者啓発を実施しています。

また、住宅火災による死者数は、全国的に増加傾向にあり、この死者のうち、65歳以上の高齢者は約7割です。住宅用火災警報器の設置により早期に火災が発見でき、命を守ることができるため、県では市町村消防本部と連携して啓発活動を実施しています。

なお、住宅用火災警報器を設置した場合は、設置しない場合に比べて死者は1/5になるというデータがあります。

【現状及び課題】

- 県内の刑法犯認知件数は、平成14年に51,956件と過去最悪を記録して以降、減少傾向にあり、平成26年は20,192件とピーク時と比べ半減以下となっていますが、依然として自転車の盗難、車上ねらいなどの身近で発生する街頭犯罪が高い水準で発生しています。
- 振り込め詐欺等については、平成26年の認知件数が285件、被害総額は約12億8,051万円と過去最悪の被害を記録し、特に65歳以上の被害者が約6割を占めるなど、高齢者の方の被害が目立ちます。
- 県の消費生活相談窓口寄せられた相談件数は、平成16年度(18,692件)をピークに減少傾向が続いていましたが、平成25年度は前年度と比較して相談件数が増加に転じました。高齢者(65歳以上)の相談件数の割合についても、近年上昇しており、平成25年度は過去最高を記録し、高齢者が消費トラブルに巻き込まれないよう広報・啓発を行うことが必要です。

■高齢者の消費生活相談件数(県の相談窓口)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
高齢者の相談件数(件)	1,262	1,275	1,339	1,323	1,532
全体に占める割合(%)	14.3	16.7	18.8	21.4	23.9
平均契約金額(万円)	181	183	167	153	157
全体件数	8,810	7,631	7,115	6,173	6,415

出典：県民生活相談センター調

- 安全・安心まちづくりボランティア、安全・安心まちづくりフレンドリー企業登録制度

地域安全活動に積極的に取り組むボランティア団体や企業を登録し、情報提供や活動用物品の支給などによる支援を実施しています。

安全・安心まちづくりボランティア登録団体…410 団体 安全・安心まちづくりフレンドリー登録企業…168 企業 (平成26年12月末時点)

- 高齢者が安心して暮らせる出前講座事業
防犯、交通安全、消費生活の安全をセットにした総合的な出前講座を、老人クラブなどを対象に実施しています。

■高齢者が安心して暮らせる出前講座事業実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
開催回数(回)	44	23	34
参加人数(人)	2,766	1,452	1,820

出典：県県民生活相談センター調 ※平成 26 年度は 12 月末現在

- 消費生活出前講座
県内各地に講師が出向き、老人クラブや民生委員などに対して、高齢者の消費者トラブルの実例を紹介しながら、被害の未然防止と消費生活に関する知識の向上を図っています。

■消費生活出前講座事業実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
開催回数(回)	86	107	77
参加人数(人)	6,019	6,682	4,282

出典：県環境生活政策課調 ※平成 26 年度は 12 月末現在

- 高齢者に対する振り込め詐欺被害防止対策
県警では、あらゆる広報媒体を利用し、振り込め詐欺の手口や被害防止対策等を広報しているほか、関係機関とも連携し、積極的な出前講座、防犯講話等を実施しています。
また、県が実施する高齢者安全・安心世帯訪問事業とも連携して、老人クラブに未加入など、様々な安全教育を受ける機会の少ない高齢者世帯などに対して直接訪問や、振り込め詐欺被害に遭わないよう高齢者が集まる機会に注意を呼び掛ける「一口広報」を実施しています。
- 高齢者一人ひとりの防犯意識を向上させるとともに、地域ぐるみで高齢者を街頭犯罪や消費者被害から守るための取り組みが必要です。
- 全ての住宅で、平成 23 年 6 月から住宅用火災警報器の設置が義務付けられましたが、総務省消防庁の発表で、全国の条例適合率は、66.9%、岐阜県の条例適合率は、67.1%となっています。（全国 25 位）（平成 26 年 6 月 1 日現在）

【目 標】

犯罪や暴力、事故のない地域をつくるための高齢者世帯訪問数

平成 25 年度	平成 29 年度
127,917 世帯	→ 239,917 世帯

相談員を配置する消費生活相談窓口設置市町村数

平成 25 年度	平成 29 年度
20 市町村	→ 26 市町村

【施 策】

- 今後も引き続き、地域安全活動を行う安全・安心まちづくりボランティア及び安全・安心まちづくりフレンドリー企業の育成及び支援を実施するとともに、各種の出前講座の積極的な活用など各種事業を実施し、高齢者に対する犯罪の未然防止及び防犯意識の啓発を図ります。

- これまでは、制度周知（義務化）を中心に広報活動を実施してきましたが、今後、住宅用火災警報器の奏功事例や、警報器の有効性について、普及啓発活動を行います。
- 高齢者への対応については、民生委員の会議や岐阜県老人クラブ連合会の会議等に併せて普及啓発活動を実施します。

③交通安全対策の推進 (交通企画課・運転免許課)

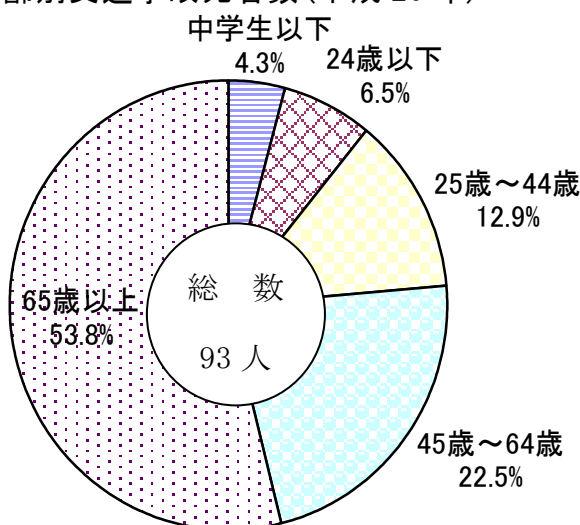
【事業内容】

高齢者の交通事故防止を図るため、家庭や老人クラブ等での交通安全教育・指導を通じた交通安全意識の高揚を図るとともに、関係機関と連携した、各種交通安全施策を実施しています。

【現状及び課題】

年間の交通事故死者数のうち、65歳以上の高齢者が占める割合は53.8%と半数以上を占めておりますが、この項目は年々増加傾向にあり、高齢者の交通安全対策がますます重要となっております。

年齢別交通事故死者数(平成26年)



出典：県警察本部交通企画課調

現在、県は警察と連携し、高齢者の交通安全対策事業を実施しています。

- 交通安全教育普及事業の実施
 - ・ 市町村の諸行事における交通安全教育の実施
市町村等における各種イベント等において、関係機関・団体との連携を図り、交通安全について指導しています。また、交通安全出前教育を実施し、交通安全教育の徹底を図っています。
 - ・ 「交通安全ピカピカ運動」の推進
夕方・夜間外出の際に、明るい色の服装や反射材を身につける習慣を普及するための運動を実施しています。
 - ・ 高齢世帯訪問事業の実施
訪問指導員（交通安全女性、交通指導員、民生委員、交通安全協会員等）が高齢者世帯を訪問し、反射材の普及を図るとともに、交通ルール・マナー等を指導して交通安全意識の高揚を図っています。
 - ・ 高齢者が安心して暮らせる出前講座事業
防犯、交通安全、消費生活の安全をセットにした総合的な出前講座を、老人クラブなどを対象に実施しています。
 - ・ 高齢者交通安全指導員による交通安全指導
高齢者交通安全指導員を各小学校下単位で委嘱し、高齢者に対する個別指導及び各種会合において助言等を行い、交通安全思想の啓発を図っています。

- 「高齢者交通安全大学校」の開設による交通安全活動の推進
高齢者の歩行者・自転車利用者の交通事故が多発している地域等に「高齢者交通安全大学校」を開設し、交通安全教育指針に基づいた参加・体験・実践型の交通安全教育を集中的・継続的に実施するとともに、街頭における交通安全指導、交通環境の整備等総合的な交通安全対策を推進しています。

高齢者交通安全大学校…県下 29 地域に開設。

- 高齢歩行者等実技講習（シルバー・セーフティ・スクール）による交通安全教育の推進

運転免許を保有しない高齢者を対象に指定自動車教習所において教習自動車に同乗させ、運転者から見た歩行者等の危険行動を実際に体験することにより、安全行動のあり方を認識させる教育を実施しています。

■高齢歩行者等実技講習実績 (単位：人)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
参加人数	692	725	900

出典：県警察本部交通企画課調

※平成 26 年度は 12 月末現在

- 高齢運転者実技講習（シルバー・ドライビング・スクール）による交通安全教育の推進

65 歳以上の普通免許を有する高齢者を対象に、急ハンドル・急ブレーキ等の危険回避措置、交差点での通行方法等を実車体験させ、加齢に伴う身体機能の低下等高齢運転者事故の原因的要素を理解させる教育を実施しています。

■高齢運転者実技講習実績 (単位：人)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
参加人数	1,151	1,133	1,059

出典：県警察本部交通企画課調

※平成 26 年度は 12 月末現在

- 高齢者の運転免許証自主返納に関する取組みについて

運転免許証の自主返納者に対する支援施策として、県内の 14 の自治体（岐阜市、可児市、土岐市、瑞浪市、大垣市、中津川市、高山市、垂井町、関ヶ原町、海津市、大野町、北方町、羽島市、養老町、揖斐川町：実施時期の早い自治体順）において、住基カードの無償提供や IC 乗車券、市バス回数券の無償提供等を実施しています。

（平成 26 年 9 月末現在での県警把握分：新規実施又は廃止は、各自治体による）

【目 標】

高齢歩行者等実技講習 参加人数

平成 26 年度	平成 29 年度
900 人	→ 1,100 人

高齢運転者実技講習 参加人数

平成 26 年度	平成 29 年度
1,059 人	→ 1,300 人

【施 策】

- 今後も引き続き、参加・体験・実践型の交通安全教育をはじめとした各種事業を実施し、高齢者の交通安全意識の高揚を図り、交通事故防止を図ります。

④福祉のまちづくりの推進等

(管財課・道路維持課・公共交通課・建築指導課・交通規制課・地域福祉国保課)

【事業内容】

平成10年に「岐阜県福祉のまちづくり条例」を制定し、高齢者、障がい者を含む、すべての県民が自らの意思で自由に行動し、安全かつ快適に生活できる「福祉のまちづくり」を進めています。

「岐阜県福祉のまちづくり条例」では、施策の基本方針として、①「県民意識の高揚」、②「公共的施設の整備の促進」、③「高齢者、障がい者等の社会参加の促進」を掲げ、福祉のまちづくりに向け、県民総参加による取り組みを目指しています。

【現 状】

- 高齢者に配慮した住生活環境（バリアフリー）の改善
 - ・ 高齢者・障がい者等にやさしい県有施設の整備
 - ・ 福祉のまちづくりインストラクター（住宅改修等のアドバイス）制度
インストラクター登録者数…35人（平成26年3月31日現在）
- 交通・移動対策の推進

交通安全に資する交通環境の整備・充実等を図るため関係機関と連携して、住居系地区におけるあんしん歩行エリア、バリアフリー新法の重点整備地区内の特定道路等において信号機のバリアフリー化、道路標識の高輝度化、歩道の整備や段差・勾配の改善等の交通安全施設整備等を推進しています。

また、自動車を運転しない高齢者等の生活交通を確保するため、地方鉄道の設備整備費や、路線バス・市町村バスの運行費に補助を行っています。
- すべての人にやさしい施設整備の促進

「岐阜県福祉のまちづくり条例」に基づいて、高齢者、障がい者をはじめとするすべての方が使用しやすい建築物等の整備を促進しています。

【課 題】

- 県民総参加による福祉のまちづくりに向け、県民が自主的・主体的に協力し参加するよう、福祉のまちづくりに関する県民意識の一層の高揚が必要です。
- バリアフリーのみならず、だれもが暮らしやすい社会づくりを目指す「ユニバーサルデザイン（万人向け設計）」の考え方を取り入れた施策のより一層の推進が求められています。
- 地域福祉のセーフティネットの役割を担う社会福祉法人は、自らの資源を生かして、地方公共団体や住民活動をつなぎ、ネットワークを作っていくなど、まちづくりの中核的役割を担うような事業運営が望まれます。
- そのためには、官民の両方の性格を持つ者として、事業運営の内容や新たな事業展開、組織体制などについて、積極的に利用者、地域住民等の参画や情報提供を進め、地域の信頼を得ていくことが求められます。

【施 策】

- 福祉のまちづくりに関する普及啓発などにより、県民意識の一層の高揚を図ります。

- だれもが暮らしやすい社会づくりを目指す「ユニバーサルデザイン（万人向け設計）」の考え方を積極的に導入し、年齢、障がいの有無、性別等にかかわらず安心して暮らせる社会づくりを推進します。
- 様々な利用者が共用する公共設備等について、本当に必要な人が、必要な時にユニバーサルデザインの恩恵を受けることができるよう、様々な関係者の意見を伺いながら、より良い設備のあり方を研究し、提案します。
- 早ければ平成 28 年度には、全ての社会福祉法人に対して地域における公益的な活動の実施を義務化する方針が示されたことから、活動が円滑に行われるよう、社会福祉法人に対し情報提供や助言を行います。

3 福祉用具等の製品化への支援・開発（産業技術課・新産業振興課）

【事業内容及び現状】

心身の機能が衰えた高齢者や障がい者の方などが支障を感じないで日常生活を送るとともに、その介護者の負担を軽減するためには、民間企業や大学等による優れたバリアフリー製品の開発と普及が不可欠です。

また、高齢者の身体特性や利用者のニーズに添った生活用品を開発・実用化し、その普及と利活用を進めることで高齢者の自立支援や介護者の負担軽減を図っています。

これまでの取り組みの成果例として、生活技術研究所が飛騨高山の家具メーカーや大学と連携して開発した「人にやさしい椅子」では出荷脚数 36,827 脚、総出荷額約 13.5 億円を売り上げました(平成 26 年 3 月末現在)。

【課題】

○ 支援の必要な高齢者、障がい者の方が、住み慣れた地域（在宅）においてできる限り自立するとともに、生活の質を向上させていくためには、利用者の立場に立ったバリアフリー製品の一層の開発と普及が期待されています。

このためには、企業等が福祉・介護現場からの声を的確に把握し、迅速に製品開発へ反映させていくことが重要となります。

【施策】

○ 福祉用具等の開発支援

県では、成長・雇用戦略において「医療福祉機器」を成長分野と位置付け、重点的に企業集積並びに規模拡大を図っており、企業のモノづくり技術を生かした医療福祉機器の開発について支援を行っております。

- ・ モノづくり企業が医療福祉機器分野へ事業展開する際の様々な相談に対応し、必要に応じて専門家を派遣します。
- ・ 医療福祉機器分野への事業展開に必要な企業人材の育成を支援します。
- ・ 製品開発に必要な現場ニーズに関する情報提供を図るとともに、現場とのマッチングを支援します。
- ・ 試作品の開発や販路の開拓を支援します。
- ・ 高度な製品開発に対しては、産業振興や研究開発分野の関係部局・機関との連携のもと支援します。

○ 福祉用具の研究開発

高齢者福祉施設等において実態調査を行うことにより、現状の問題点や利用者ならびに介護者のニーズを的確に把握し、それに添った生活用品の開発を実施します。

県内福祉器具メーカーや大学等と連携して研究を進め、安全装置付き電動ビークル・軽量下肢装具等の実用化に取り組みます。

高齢者を含む被介護者の用途別に対応した、食事用椅子・休息用椅子・腰痛者用椅子等の開発及び実用化に取り組みます。